

## 船舶事故調査報告書

平成24年4月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 庄 司 邦 昭  
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年10月27日（木） 15時10分ごろ
発生場所	静岡県湖西市競艇新大橋北側付近 浜松市所在の浜名湖離岸導流堤灯台から真方位335° 2,780m付近 (概位 北緯34° 41.7′ 東経137° 35.1′)
事故調査の経過	平成23年11月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート（船名なし）、5トン未満 242-27879静岡、個人所有 6.06m (Lr) × 1.52m × 0.67m、FRP 船外機、7.35kW、不明 B モーターボート <sup>ナナ</sup> NANA、1.3トン 242-29326静岡、株式会社アドリブ 5.86m (Lr) × 2.09m × 1.03m、FRP 船外機、55.20kW、平成18年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 42歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年3月6日 免許証交付日 平成20年3月6日 (平成25年3月5日まで有効) B 船長B 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年3月11日 免許証交付日 平成20年6月10日 (平成26年3月10日まで有効)
死傷者等	A 負傷 2人（同乗者A <sub>1</sub> 、同乗者A <sub>2</sub> ） B なし
損傷	A 右舷舷側中央部凹損及び亀裂、左舷舷側中央部凹損 B 船首船底擦過傷、船外機損傷
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人（以下「同乗者A <sub>1</sub> 」、「同乗者A <sub>2</sub> 」という。）を乗せ、静岡県浜名湖で釣りをするため、浜名湖の競艇新大橋西側の橋脚間を速力約10km/hで通過して北進していた。 船長Aは船尾に立って操船し、同乗者A <sub>1</sub> が船首部、同乗者A <sub>2</sub> が中央部に乗船していた。

	<p>船長A及び同乗者A<sub>1</sub>は、競艇新大橋西側の橋脚間を通過した後、右舷方から間近に接近するB船に気付き、船長Aは「危ない」と叫んだ。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、浜名湖で釣りをした後、マリナーに帰航するため、競艇新大橋の北約50m沖を同橋に沿って速力約25km/hで西進していた。</p> <p>船長Bは、西日がまぶしい中、左舷方から前方を横切るA船に気付き、慌てて減速して舵を右に切った。</p> <p>両船は、平成23年10月27日15時10分ごろA船の右舷舷側中央部とB船の船首部が衝突した。</p> <p>B船は、衝突後、A船に乗り揚げ、B船の船外機がA船の左舷舷側に引っ掛かった。</p> <p>船長Aは貸船屋に連絡し、同乗者A<sub>2</sub>は湖西警察署に通報した後、A船及びB船は自力で航行して貸船屋に着岸した。</p> <p>同乗者A<sub>1</sub>は右肋骨骨折、同乗者A<sub>2</sub>は左肩及び左上腕部打撲を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約2.0m/s、視界 良好、日没 17時02分頃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北約0.8m/s</p>	
その他の事項	<p>本事故発生場所の南側には、競艇新大橋、東海道新幹線鉄橋、東海道線鉄橋及び国道橋が平行して設置され、多数の橋脚が存在していた。</p> <p>本事故発生時は、日没約2時間前であった。</p> <p>A船は、貸船であった。</p> <p>船長Aは、約10年前から年間約20回貸船屋から船舶を借りて釣りをしており、競艇新大橋付近を年間約40回以上航行していた。</p> <p>船長Bは、約8年前から年間約100回浜名湖で釣りをし、競艇新大橋付近を年間200回以上航行していた。</p> <p>A船及びB船の乗船者全員は、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり B あり</p> <p>A なし B なし</p> <p>A なし B あり</p> <p>A船は北進中、B船は西進中、浜名湖の競艇新大橋北側付近において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、橋脚により右舷側の見通しが悪かったことから、右舷側の適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、橋脚により左舷側の見通しが悪く、また、西日が左舷前方高度約20°から差し込んでまぶしかったことから、左舷側の適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、浜名湖内の競艇新大橋北側付近において、A船が北進中、B船が西進中、両船長が共に適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>・見通しの悪い橋脚付近を航行する時は、減速して適切な見張りを行うこと。</li><li>・橋に沿って航行する時は、橋脚から距離を置いて航行すること。</li></ul>
--	--